

福島医発第1357号(地)

平成16年10月29日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康 弘

新潟県等における急性脳炎の検体の保管について

時下 貴職益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、新潟県等における急性脳炎の発生につきましては、福島医発第1342号(平成16年10月26日付)をもってお知らせしており、急性脳炎及び脳症を疑う事例について保健福祉環境事務所で調査がおこなわれているところですが、今般、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部(局)長に対し、急性脳炎の検体の保管について通知がなされた旨、別添のとおり日本医師会ならびに福岡県保健福祉部より連絡がありました。

本件は、急性脳炎(疑義が払拭できない者を含む)の感染症の発生動向及び原因(感染症の疑義の払拭を含む。)を明らかにするため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第8条第4項の規定に基づき、本県においても同条第2項に規定する検体を添付して厚生労働大臣に報告するよう予定されているものであります。

つきましては、医療機関において急性脳炎の感染者(疑義が払拭できない者を含む)を診察した場合は、直ちに管轄の保健福祉環境事務所にご連絡いただきますとともに、検体を提出していただく場合もあるため、医療機関等において検体を保管していただきますよう、貴会管下医療機関等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・友清 明

急性脳炎の感染者を診察された場合は、上記のと通りの対応をお願い致します。



(地Ⅲ140F)

平成16年10月26日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

新潟県等における急性脳炎の検体の保管について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、新潟県等における急性脳炎の発生につきましては、平成16年10月22日付(地Ⅲ133)等をもってFAXでお送りいたしました。

今般、厚生労働省健康局結核感染症課長より、都道府県、政令市、特別区衛生主管(部)局長に対し、新潟県等における急性脳炎の検体の保管について通知がなされました。

本通知では、急性脳炎(疑義が払拭できない場合を含む。)の感染症の発生状況、動向及び原因(感染症の疑義の払拭を含む。)を明らかにするため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第8条第4項の規定に基づき、重要と認められる報告として、同条第2項に規定する検体を添付して報告するよう指示することを予定しているところであり、追って指示するまでの間、当該届出に係る採取した検体の提出を求めるとともに、当該検体については、保健所または地方衛生研究所において、適切に保管するよう求めています。

つきましては、行政より各医療機関に対して依頼等がなされることと存じますが、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



「公印省略」

16健第 2839号
平成16年10月26日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

新潟県等における急性脳炎の検体の保管について

標記については、「新潟県等における急性脳炎について」（平成16年10月22日健第2790号）において、急性脳炎及び脳症を疑う事例について保健福祉環境事務所で調査を行っているところですが、今後、急性脳炎（疑義が払拭できない者を含む）の感染症の発生動向及び原因（感染症の疑義の払拭を含む。）を明らかにするため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第8条第4項の規定に基づき、同条第2項に規定する検体を添付して厚生労働大臣に報告するよう予定しているところです。

つきましては、医療機関において急性脳炎の感染者（疑義が払拭できない者を含む）を診察した場合は、直ちに管轄の保健福祉環境事務所にご連絡頂くとともに、検体を提出して頂く場合もあるため、医療機関等において検体を保管して頂くよう、貴会員に周知をお願いいたします。



健感発第1025001号

平成16年10月25日

都道府県
各 政 令 市 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省健康局結核感染症課長

新潟県等における急性脳炎の検体の保管について（指示）

標記に関しては、平成16年10月22日健感発第1022002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新潟県等における急性脳炎の発生について」により、報告を指示しているところであるが、今後、急性脳炎（疑義が払拭できない場合を含む。）の感染症の発生状況、動向及び原因（感染症の疑義の払拭を含む。）を明らかにするため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第8条第4項の規定に基づき、重要と認められる報告として、同条第2項に規定する検体を添付して報告するよう指示することを予定しているところである。

ついては、貴職におかれては、追って指示をするまでの間、同条第2項の規定により、当該届出に係る採取した検体の提出を求めるとともに、当該検体については、貴管内における関係保健所又は地方衛生研究所において、適切に保管するよう指示します。

参考**1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律**

(平成10年法律第114号) (抄)

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 ～ 8 (略)

2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

(平成10年厚生省令第99号) (抄)

第八条 都道府県知事は、次に掲げる場合に、法第十五条第一項の規定を実施するものとする。

- 一 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合
 - 二 五類感染症の発生の動向に異状が認められる場合
 - 三 国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合
 - 四 動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - 五 その他都道府県知事が必要と認める場合
- 2 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定を実施するときは、採取した検体、検査結果を記載した書類その他の感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするために必要な物件の提出を求めるものとする。
- 3 法第十五条第一項に規定する感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者その他の関係者は、同項の規定の迅速かつ的確な実施を確保するため、動物又はその死体が感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めたときは、速やかに、その旨を保健所長を経由して都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、前項に規定する物件があるときは、添付しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による報告の内容が、感染原因等、感染症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるときは、厚生労働大臣に報告するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 5 第五条第三項の規定は、第二項の規定による報告があった場合について準用する。